

平成22年(行ウ)第21号 公金支出返還請求事件

原告 渋谷 登美子 他2名
被告 嵐山町長

準備書面(1)

平成22年12月5日

さいたま地方裁判所第4民事部合議係 御中

被告訴訟代理人 弁護士 関口 幸



第1. 嵐山町における補助金事務について

1. 嵐山町では、補助金の事務の適正な運用を図るため、「嵐山町補助金等の交付手続等に関する規則」(甲第20号証)を昭和52年に定めた。

補助金には、事業費に対する補助と団体に対する補助の2種類がある。事業を継続的に行うものについては、それぞれの事業事業によって補助要綱を制定し、その要綱に基づき補助金を交付している。

団体に対する補助についても同様に、「団体に対する補助金等交付要綱」(以下「団体補助要綱」(甲第19号証))を昭和52年に制定し、公益的活動をする団体に対し補助金を交付している。

2. 本件で問題となっているのは団体補助である。

嵐山町では、団体補助要綱第1条に基づき下記の趣旨を行う団体に補助を行っている。

①町の行政に協力し、これを推進する団体

②町民の福利に密着し、かつ、公益的性格の強い事業を行う団体

③町の産業及び教育、文化並びに体育の振興のため特に必要な研究又は事業を行う団体

すなわち、町が補助金にて補助を行っている団体は、上記に合致している団体と町が認定したものである。

団体に補助金を支払う理由としては、町が自ら事業を行うより効果的かつ効率的に事業が進むと考えられるからである。

○ 効果的とは、町民自ら企画立案し、合意形成を行いながら事業を行うことにより迅速に事業が行われることが出来ると考えられるからである。町は協働のまちづくりを目指しており、町民がまちづくりのために事業を行うことは、自主的な活動が最も効果的であると考えられる。

○ 効率性とは、町が団体に替わり同じ事業を行う場合、それに伴う人件費や事業費がかかってくるが、事業費自体は同様な費用となるものの、人件費を含んだ事業費となると、団体補助金額では到底賄えるものではない。協働による効果的かつ経済的にも効率的に事業が行えると考える。

○ 例えば、土地改良区域内排水路の清掃等維持管理を直接町が職員をして行わせたり、業者に委託すると膨大な費用がかかる。しかし、土地改良区等に補助して、土地改良区等にその維持管理を行ってもらった方が遙かに効率的である。

○ 勿論、町の団体補助については、団体補助要綱により補助する団体を位置付けており、また、公表もしており、どの団体でも補助するわけではない。その理由も、団体補助要綱によって明文化されており、公開している。そして補助金を交付している団体は、全て公益性の強い事業を行う団体と町が認定したものである。

○ 補助金額については、現在のところ定額の補助を行っている。事業費の何割というような補助金交付は行っていない。補助金額

においては、各団体からの事業執行のための希望額を聴取し、補助金等適正化委員会（乙第1号証）で適正と思われる額を町の予算案に計上し、町議会の審議を経て、補助を行っているものである。

団体補助要綱の第2条には、補助の対象となる団体とその団体の事業を別表にて示している。別表の番号5において部落解放同盟埼玉県連合会嵐山支部を、また番号18では土地改良団体連絡協議会を位置付けており、この2団体は町として第1条に合致する団体と認定している。

具体的には、部落解放同盟埼玉県連合会嵐山支部においては、町の推進する人権事業に対し町に協力し、これを推進する団体として、土地改良団体連絡協議会においては、土地改良事業に対し町に協力しこれを推進する団体として公益性が強い事業を行っているものと認定している。

3. 嵐山町土地改良団体連絡協議会（以下「嵐土連」という。）に対する補助金の客観的な公益性について

嵐土連は、4つの土地改良区と6つの土地改良組合で組織している。土地改良区は、法に基づき法人格を持つ団体であるのに対し、土地改良組合は、任意団体である。

それぞれの土地改良区及び土地改良組合（以下、「土地改良区等」という。）では、農業基盤整備のために実施した土地改良事業により整備された農業用水設備、排水路、ため池の堤等の維持管理事業及び、区域内にある町道の草刈り等の管理事業を行っている。このうち、排水路、ため池の堤及び区域内にある町道は公共施設であり、本来は町が直接その維持管理を行わなければならない施設である。しかしながら、それぞれの土地改良区等の組合員が中心になり、排水路の浚渫・除草、町道の路肩の除草、ゴミ拾い、花植え等の環境保全活動を行っている。

また、農業用施設の補修整備にかかる土地改良施設維持管理適正化事業については、各土地改良区が実施計画をもって事業に取り組んでいる。

農業用施設の補修整備にかかる土地改良施設維持管理適正化事業の整備・拡充を図るために必要な陳情等についても行っている。このように土地改良区等は極めて公益性の高い業務を行っているものである。

町は、嵐土連が行っている事業の全体が「事業促進活動」であると認識しており、その活動内容は土地改良区等において農地を所有する組合員の連帯意識の醸成に大きく貢献し、ひいては農地の遊休化や耕作放棄の未然防止にも有効に機能していると認識している。

土地改良区等の事業運営に要する経費は、土地改良区等の組合員から徴収する賦課金等で運営しているものであるが、この賦課金の賦課徴収事務をそれぞれの土地改良区で行うと業務が煩雑、不効率となるため、嵐土連において臨時職員を雇用し、当該賦課徴収事務を実施している。

こうしたことから、町では嵐土連を土地改良事業に関し町に協力し、これを推進する団体、かつ公益性が強い事業を行っている団体として、臨時職員を雇用する費用も考慮して団体補助金交付要綱に基づき補助金を支出しているものである。

原告は嵐土連の「事業促進活動」を狭義に考えているが、団体補助要綱の別表（第2条関係）中「事業」項目は、事業内容を列示したものである。嵐土連が行っている研修・事業促進活動に必要な支出は、平成20年度決算では総額で2,306,406円である。この額は、町が平成20年度に補助金として支出した745,000円と比較しても大幅に上回っている状況であり、原告が主張する他に流用している事実はない。

平成20年度に嵐土連が土地改良区等から会費として収入した金

316

額は、1, 662, 000 円であり、事業内容や自己負担している会費金額からしても、町が嵐土連に補助している金額が過大であると
は全く考えていない。

嵐土連は、平成 21 年度においても、平成 20 年度と同様に「事業促進活動」を実施するに必要な会費の徴収を行いながら研修・事業促進活動に取り組んでおり、町はこうした嵐土連の事業内容を考慮し、補助を行っているものであり、原告の言う補助金交付の適正か否かについて調査をせず公平性を欠く補助をしている事実はない。

そもそも原告は、嵐土連の決算書・予算書の支出科目の中にある款項の中の 2 事業費（1）事業費 説明種目中にある「1 事業推進費」「2 研修費」だけを、団体補助要綱の別表（第 2 条関係）中「事業」に例示されている「研修、事業促進活動」と同一のも
のと捉えているが、町が「団体に対する補助金等交付要綱」を定めた本来の趣旨から考えてもそのみに限定されるものでないことは明らかである。

すなわち、町が例示として示した研修、事業促進活動は、公共性・公益性・町民福祉の向上など広く団体の事業として捉える考え
方であって、公益的活動をすることに対して補助するもので、その
中の一部のことに限定するものではない。

土地改良区等内にある公共施設（排水路、ため池の堤及び、区域内にある町道）の維持管理を土地改良区等が行わなければ、又は土地改良区等が解散した場合、町が職員等をして主体的に経費を捻出し、維持管理を行わなければならず、その施設は機能不全を起こしたり、施設寿命が短くなるなどにより修繕などの費用が大きな負担として発生することが見込まれる。

こうしたことから、町では嵐土連を、土地改良事業に関して町の行政に協力し、これを推進する団体として、かつ、公益性が強い事業推進活動を行っている団体として、団体補助要綱に位置付

け、定額の補助金を支出しているものである。

4. 部落解放同盟埼玉県連合会嵐山支部に対する補助金の公益性について

いわゆる同和問題とは、日本社会の発展の過程において形成された身分制度に由来するもので、その身分が廃止された後も同和地区に居住すること等を理由に、依然として基本的人権が侵害されているという社会問題である。国は昭和40年の同和对策審議会答申を受け昭和44年から同和对策事業特別措置法を制定し、爾来33年間にわたり総合的な対策を実施してきた。その結果、劣悪な生活環境などの実体的差別は改善されたが、人々の意識の中にある偏見などの心理的差別の解消にはまだ至っていない。現在でも就職や結婚などに際して、調査会社を使って出身地や家族の状況を調べる身元調査が行われている。2005年から2007年にかけて、行政書士が不正に戸籍謄本や住民票を取得し、身元調査等に悪用していた事件が全国で相次いで発覚した(嵐山町においても不正取得が行われていた事例があった)。不正に取得された戸籍謄本や住民票は、調査会社に横流しされ、調査対象者が同和地区の出身であるかどうかを調べるために使われていた。このような、人生の門出となるべき就職や結婚に際し、本人の人格や能力とは無関係に、採用に不利益な取扱をされたり、結婚に反対されたりと不合理な差別は未だ残っている。同和問題解決には、心理的差別の解消が課題であり、そのためには、この問題を正しく理解し、人々の心の中にある差別意識や偏見を払拭することが大切である。

嵐山町では、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」「埼玉県人権教育推進指針」「今後の同和对策の基本方針」に基づき、同和問題を人権行政の重要課題の一つと位置付け、その解消に取り組んでいる。従って、同和問題の解消に取り組んでいる部落解

故同盟埼玉県連合会嵐山支部（以下「嵐山支部」という。）に対する補助金は、基本的な人権が尊重され明るく住みよい社会の実現のために公益性が高いと判断されたものである。

嵐山支部の平成21年度の補助金を活用した主な活動は、次の通りである。

（1）同和問題をはじめとする人権問題の解決を目指す目的で建てられた集会所活動の一環として比企郡市サマーキャンプに参加

平成21年度の比企郡市サマーキャンプは、青少年健全育成と親子のおれあいを目的として、8月5日、6日に開催された。開催場所は、ときがわ町の「木の村キャンプ場」で、このサマーキャンプには、この集会所活動に参加している9人の子供、2人の保護者及び嵐山支部の役員が参加した。

このほか、集会所活動では、小中学生を対象とした健全育成の活動のほか、高齢者の福祉の向上のために健康教室を実施したり、女性の地位の向上のために、文化活動、料理教室等を実施している。

（2）国や県に対する人権に関する様々な要請を実施

10月29日の人権政策埼玉県知事要請行動については、市町村長、部落解放同盟、企業、宗教団体の代表者が参加し、70項目にわたる様々な事項を要請している。その要請の中には、「本人通知制度」も要望の一つであった。

こうした活動の成果として、第三者による戸籍謄抄本の不正請求の防止を目的とした、「本人通知制度」が平成22年の6月1日から埼玉県内全市町村で始まった。

また、県への要請と合わせて、県の代表、各政党の代表者も

参加し、国へも要請を行っている。こうした要請活動が実を結び、探偵業法の改正や戸籍法の改正にもつながった。

(3) 各種研修会への参加

○6月25日～26日 夏期講座

この夏期講座では、「部落差別の実態調査の特徴と課題」や「同和教育の課題」について学んだ。

○10月14日 埼玉県研究会

この埼玉県研究会では、フジテレビドラマプロデューサーの栗原美和子さんから「太郎が恋をする頃までには…」と題して、自身の経験を基に未だ残る被差別部落の実体について学んだ。その後、「人権・同和教育の課題」等9つの分科会に分かれ、人権に関する様々な研修を行った。

また、7月13、14日、1月21、22日、2月11日の比企郡市協議会において開催された人権に関する研修会に参加した。

こうした研修会等への参加を通じて、人権尊重について理解を深め、差別のない明るい社会づくりに貢献できるよう努力しているところである。

(4) 市町村との交渉

8月12日と11月10日に市町村交渉、2月3日に教育委員会交渉を部落解放同盟埼玉県連合会、比企郡市協議会とともに実施した。

この交渉の一つ目に、国や県に対する人権に関する様々な要請の中で述べた「戸籍謄抄本などの不正取得防止のための事前登録制による本人通知制度」がある。

二つ目に、「公正採用選考のための企業への指導について」市

町村に適切な対応をするよう要請している。

採用にあつては、日本国憲法に基本的人権の一つとして明記されている「職業選択の自由」を保障するためには、企業において人権問題を正しく理解し、差別のない応募者本人の適性と能力に基づぐ公正な採用選考を行うように、一定規模の事業所において「公正採用選考人権啓発推進員」の設置を働きかけている。

三つ目に、結婚差別の問題がある。

平成 20 年に、ある市が開設した結婚相談所が、経済産業省の指導に反して、戸籍謄本の提出を求めていたことが判明し、身元調査に繋がるものとして問題になった。このことをきっかけに、埼玉県内でも、市町村及び社会福祉協議会の結婚相談所の「申込書」に大なり小なり「本籍欄」や「家族の学歴・職業欄」など、国の指導を無視した不適切な記入欄があつた。こういったことは是正と民間の結婚紹介事業者に対しても、提出書類について戸籍謄本から独自証明書へ変更するように求めている。

(5) 人権啓発活動への取り組み

○平成 21 年 11 月 28 日に開催された埼玉県民の集いは、同和問題を始め、女性、障害者、外国人などの代表者が発表をし、また、一般県民も参加して、広く人権問題を考えるよい機会であつた。ここに、嵐山支部も参加し、交流を深めた。

○11 月 21 日に開催された比企郡市人権フォーエスライバルでは、障害者、女性、高齢者、同和地区住民など様々な人権団体が参加し、人権について理解と関心を深めた。嵐山支部も舞台発表と作品展示の部門で参加した。

○平成 21 年度の埼玉県女性部文化祭は本年 2 月 7 日に開催され、嵐山支部も舞台発表、作品展示で参加し、交流を深めた。

このように、同和問題を始め、人権問題解決のために嵐山支部は様々な活動を行っている。

5. 団体補助について

団体補助は、1つ1つの事業に対して補助するものではない。公益性の高い、公益目的と合致する活動をする団体に補助をしているものであり、勿論その際に、事業活動を見る必要から、事業計画なども検討している。

団体補助要綱の別表による補助事業は、嵐山支部では各種研修会、大会及び集会参加、嵐士連では研修、事業促進活動に対するものとしているが、団体補助要綱の趣旨に合致するものに対する事業については、団体補助金交付申請書に事業計画を添付することにより決裁を受け対応している。更に嵐山町補助金等適正化委員会規程において、補助金等適正化委員会を設置し、団体補助要綱の趣旨に基づき、補助金等の適正化を図り補助額を検討し決定している。

以上のとおり、町では嵐山支部及び嵐士連とともに公益性の高い団体と位置付け、団体補助を行っているものである。

第2. 訴状に対する反論

1. 「相手方の代表、安藤欣男が、嵐山町議会議員であり、予算・決算の議決権があるため優遇し、毎年度法232条の裁量権を逸脱し、法2条14項に反し、無責任な前例踏襲を繰り返している。」(訴状2頁～3頁)及び「相手方の代表松本美子が、嵐山町議会議員であり、予算・決算の議決権があるため優遇し、毎年度同法232条の裁量権を逸脱し、法2条14項に反し、無責任な前例踏襲を繰

り返している。慣例的補助金交付は既得権化し、法2条14項に反している。」(訴状3頁)

と主張するが、補助金額については、団体の性格、事業活動内容をもとに嵐山町補助金等適正化委員会に諮って決定しているものであり、決して優遇しているものではない。また、既に述べたとおり、嵐土連は土地改良事業に関し町に協力しこれを推進する団体として公益性が強い事業を行っている団体であり、法2条14項に反していない。また、嵐山支部も同和問題をはじめ、様々な人権問題解決のために活動を行っている団体であり、法2条14項に反していない。

2. 「③土地改良団体連絡協議会の補助金の対象事業は、前記要綱の通り、研修、事業促進活動を補助事業の対象とし、その流用は厳しく禁止されている。」(訴状4頁)及び「相手方解放同盟嵐山支部の嵐山町補助金交付対象事業は、各種研修会、大会及び集会参加である。」(訴状7頁)

と主張するが、嵐山町の団体補助要綱の別表(第2条関係)は、団体名と事業が掲載されているが、この事業とは補助金交付対象事業を限定したのではなく、その団体のそれ以外の事業に補助金を支出しないとすることはなく、この補助団体が行っている主なものを例示したものである。また、団体補助要綱では「町の行政に協力し、これを推進する団体」、「公益的性格の強い事業を行う団体」等に予算の範囲内において、補助金を交付することになっており、補助の対象となる団体名を別表で定めている。別表では団体名と事業が掲載されているが、先に述べた通りこの事業とは補助金交付対象事業を限定したのではなく、かつ、その団体のそれ以外の事業に補助金を支出しないとすることはなく、この補助団体が行っている主なものを例示したものである。

3. 「⑥交付要綱より、嵐土連の補助金交付の対象事業は研修費 489,449 円と事業推進費 51,320 円となり、不用額 204,231 円は他に流用されている。⑦表 2 は、表 1 の嵐土連の財政科目のうち補助対象科目の予算額と補助対象科目の決算額の差額を表したものである。事業推進費[表 1 (B)]を交付要綱別表の補助対象事業の事業促進活動に該当するものと捉えたと、補助対象事業決算額は、毎年補助金交付額の 3 分の 2 程度で、被告は不用額として返還を求めべき金額になる。補助金交付対象事業は毎年予算額に対し決算額が著しく少ない。」(訴状 6 頁)

と主張するが、既に述べた通り、嵐土連が行っている研修、事業促進活動に必要な支出は、平成 21 年度で捉えた場合、支出済決算額が 2,243,069 円になっており他に流用していない。

町が平成 21 年度に補助した 745,000 円と比較しても支出済決算額が大幅に上回っている状況であり、また嵐土連が土地改良区等から会費として収入した金額は 1,360,300 円であり、事業内容や自己負担している会費金額からしても、町が嵐土連に補助している金額が過大であるとは考えていない。

4. 「交付要綱の定めより相手方解放同盟嵐山支部への補助金交付の対象事業は、各種研修会、集会、大会参加である。・・・表 3 の部落解放同盟埼玉連合会嵐山支部の会計科目の内、旅費、活動費、会議参加費が直接的に補助対象科目に該当する。」(訴状 9 頁)

と主張するが、団体補助要綱の別表中の事業では、「各種研修会、大会及び集会参加」となっているが、補助金交付対象事業を限定したのではなく、この補助団体が行っている主なものを例示したものであり、旅費、活動費、会議参加費だけが該当するということではない。

5. 「表 4 は、補助対象科目予算額と補助対象科目決算額の差額を表したものである。表 4 より、平成 21 年度の補助金交付額の不用額は、332,000 円である。」(訴状 10 頁)、及び訴状 11 頁の

(ア)～(カ)の項で各支出科目が交付要綱の対象事業に該当しない等と主張するが、「団体に対する補助金」の考え方が、「公益活動を行う補助対象団体」に対し、一定額(定額)を交付するもので、個々の支出科目に対し、補助するものではないことは既に述べたとおりであって、団体補助は、補助金の使い方を制限するものではない。なお、「(ウ)決算審の支出科目のうち負担金255,800円は、比企郡市協議会、部落解放同盟埼玉連合会への負担金である。」とあるが、一部が比企郡市協議会、部落解放同盟埼玉県連合会への負担金であり、全額ではない。また、(エ)旅費(オ)活動費(カ)会議参加費については、決算書で全て明らかになるものではないが、開催日、参加人数等を確認している。

6. 「相手方解放同盟嵐山支部の参加者数、参加費は不明であり、それにかかる旅費は不明である。交付要綱より部落解放同盟埼玉県連合会主催の総会・旗開き・研修会に参加することへの補助金交付が公益性に寄与するとしても、その経費自体が不明である以上、相手方解放同盟嵐山支部への補助金の適否は判断できない。」(訴状12頁)

と主張するが、総会・旗開き等への嵐山支部の参加者数及び参加費について、諸帳簿等で確認しており不明な支出はない。また、上部団体が主催する総会・旗開きであるが、同和問題をはじめ、様々な人権問題解決のための活動について確認し決定する場合であって公益性がないとは言えない。

以上